

高額療養費支給手続規程

(目的)

第1条 この規程は施行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、また療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。

(支給時期)

第3条 月間の高額療養費は、毎月1回支給する。
年間の高額療養費は、毎年10月に支給する。(ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。)

(支給方法)

第4条 月間の高額療養費の支給は、銀行振込により支給する。
年間の高額療養費の支給は、銀行振込により支給する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(改正前)

高額療養費支給手続規程

(目的)

第1条 この規程は、施行規則第111条に基づき高額療養費の支給手続を行なうに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(請求形式)

第2条 高額療養費は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書・調剤報酬明細書もしくは訪問看護療養費明細書にかかる分について、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(支給時期)

第3条 高額療養費は、毎月1回支給する。

(支給方法)

第4条 高額療養費の支給は、銀行振込により支給する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。